

「徳島県環境審議会」について

1 審議会の設置目的

- ・設置根拠 徳島県環境審議会設置条例
気候変動、生活環境（大気、水質、農用地の土壤、廃棄物等）や自然環境、鳥獣、温泉法関係など、本県の環境に関する重要事項の調査審議。

2 委員及び任期

条例

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 環境の保全に関し学識経験のある者
- 二 市町村長又はその指名する職員
- 三 関係行政機関の職員

3 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 部会

・設置根拠 徳島県環境審議会運営規程

環境政策部会	環境政策に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。）
気候変動部会	気候変動対策に係る重要事項
生活環境部会	大気汚染防止に係る重要事項 水質汚濁防止に係る重要事項 農用地の土壤の汚染防止に係る重要事項 その他公害に関する重要事項 廃棄物の処理に係る重要事項
自然環境部会	自然環境の保全に関する重要事項
鳥獣部会	鳥獣保護及び狩猟に関する法律に関する事項
温泉部会	温泉法に関する事項

4 会議

・根拠 徳島県環境審議会公開要領

審議会は原則公開、委員としての意見は公表。